

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
甲州市	大藤地区(大藤集落)	令和元年12月23日	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	131ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	89ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	44ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.99ha
(備考) アンケート回答184件のうち、モモ、スモモを栽培している農家は171件、醸造用も含むブドウ栽培農家は37件である。大藤ブランドのモモ産地として知られている地区である。	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

アンケート回答の184件の農家の平均年齢は70才を超えており、高齢化が進んでいる。山間地は段々畑が多く、部分的にほ場整備が進んでいるが、耕作放棄地も増加傾向。また、回答データから算出する後継者未定の耕作面積は33%を超えている(30ha/89ha)。農業後継者の確保が最重要課題となっているが、これを進めるには地域の特徴である果樹栽培農業を“魅力ある”、“儲かる”ものとする必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高齢化により農家経営が困難となり遊休農地化が進んでいく傾向があり、地区内の中心経営体などへの集約を推進してそれを防いでいく。また、国、県、市などの補助事業を活用した認定新規就農者などの育成と確保を積極的に行い、集約を促進していく。なお、中心経営体として位置付けられてはいないが、意欲的な営農を行っている農業者等に対しても集約を進め、地域全体で遊休農地化の防止を図っていく。これについては農地特性、地域性等を考え、農作業時期を平準的に配分できるように配慮することが必要。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		果樹	1.33 ha	果樹	1.33 ha	大藤集落
認農		果樹	0.68 ha	果樹	0.78 ha	大藤集落
認農		果樹	0.8 ha	果樹	0.8 ha	大藤集落
認農		果樹	0.69 ha	果樹	0.69 ha	大藤集落
認農		果樹	0.65 ha	果樹	0.86 ha	大藤集落
認農		果樹	0.82 ha	果樹	0.82 ha	大藤集落
認農		果樹	0.64 ha	果樹	0.82 ha	大藤集落
認農		果樹	0.75 ha	果樹	1 ha	大藤集落
認農		果樹	3 ha	果樹	3.2 ha	大藤集落
認農		果樹	1.69 ha	果樹	1.8 ha	大藤集落
認農		果樹	0.4 ha	果樹	0.5 ha	大藤集落
認農		果樹	0.25 ha	果樹	1.05 ha	大藤集落
認農		果樹、野菜	0.81 ha	果樹、野菜	1.7 ha	大藤集落
認農		果樹	0.91 ha	果樹	0.91 ha	大藤集落
認農		果樹	0.95 ha	果樹	1.15 ha	大藤集落
認就		果樹	0.15 ha	果樹	0.85 ha	大藤集落
認就		果樹	0.35 ha	果樹	0.6 ha	大藤集落
(認就)		果樹		果樹	ha	大藤集落
計	19人		14.87 ha		18.86 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>【農地の貸付け等の意向】 貸し付けなどの意向が確認できた農地は21筆、6922㎡である(下記「農地の貸付け等の意向」参照)。アンケートでは44名が将来的に貸し出したい、譲渡したいと回答しているが、その後の意向調査にて実際に貸付け等の意向が示されたのは2名に留まる。</p>
<p>【農地中間管理機構の活用方針】 貸し付けなどの意向が確認された農地については積極的に活用を推進していく。また、地区全体の貸借などが円滑に行えるよう、制度の周知と活用を推進していく。</p>
<p>【基盤整備などの取組方針】 農業の生産効率向上や農地集積・集約化を図るため、らくらく農園などと同様、農地の基盤整備に取り組んでいく。</p>
<p>【新品種等の導入方針】 アンケートにおいて新規導入の希望が多かった「夢みずき(モモ)」、「シャインマスカット、ブラックキング(ぶどう)」など、今後の主力品種となることが予想されるものを積極的に導入し、大藤ブランドを守っていく。また大藤品種検討委員会において推奨する品種については既存・新規を問わず導入を進める。なお、アンケートにおいて次世代に継承すべき作目は?との問いにはモモが75名、ブドウが70名、スモモが55名と回答している。</p>
<p>【鳥獣被害防止対策の取組方針】 大藤地区鳥獣害対策委員会、防護柵管理組合、猟友会を中心とし、地区を挙げて有害鳥獣の駆除、防護柵の管理などを積極的に行っていく。</p>
<p>【農業後継者の確保】 確保と育成を積極的に進める。地域の農業者で作る組織やグループで育成することを行い、安定した就農定着を進めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)			具体的な作目	備考
		貸付け	作業委託	売渡		
1	上粟生野1362			973	野菜	すぐにでも譲渡したい。 機構利用希望なし。
2	上粟生野1478-1、1479-1			442	モモ	
3	中萩原1369-1			889	スモモ	2~3年後、リタイアしたら譲渡したい。
4	中萩原1359他7筆			2852	醸造ブドウ	
5	中萩原1370-1他8筆			1766	更地	すぐにでも譲渡したい。
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	計			6922		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。